

第1編 犯罪の動向

1 刑法犯

(1) 主な統計データ

平成18年の刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

(前年比)

① 認知件数			
刑法犯	2,877,027件	(248,189件減)	(-7.9%)
うち一般刑法犯	2,051,229件	(218,343件減)	(-9.6%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	516,701件	(27,799件減)	(-5.1%)
② 検挙件数			
刑法犯	1,466,834件	(38,592件減)	(-2.6%)
うち一般刑法犯	641,036件	(8,746件減)	(-1.3%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	224,755件	(4,011件増)	(+1.8%)
③ 検挙人員			
刑法犯	1,241,358人	(37,121人減)	(-2.9%)
うち一般刑法犯	384,630人	(2,604人減)	(-0.7%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	196,976人	(3,861人増)	(+2.0%)
④ 発生率			
刑法犯	2,251.7	(194.3ポイント低下)	
一般刑法犯	1,605.4	(170.9ポイント低下)	
窃盗を除く一般刑法犯	404.4	(21.8ポイント低下)	
⑤ 検挙率			
刑法犯	51.0%	(2.8ポイント上昇)	
一般刑法犯	31.3%	(2.6ポイント上昇)	
窃盗を除く一般刑法犯	43.5%	(3.0ポイント上昇)	

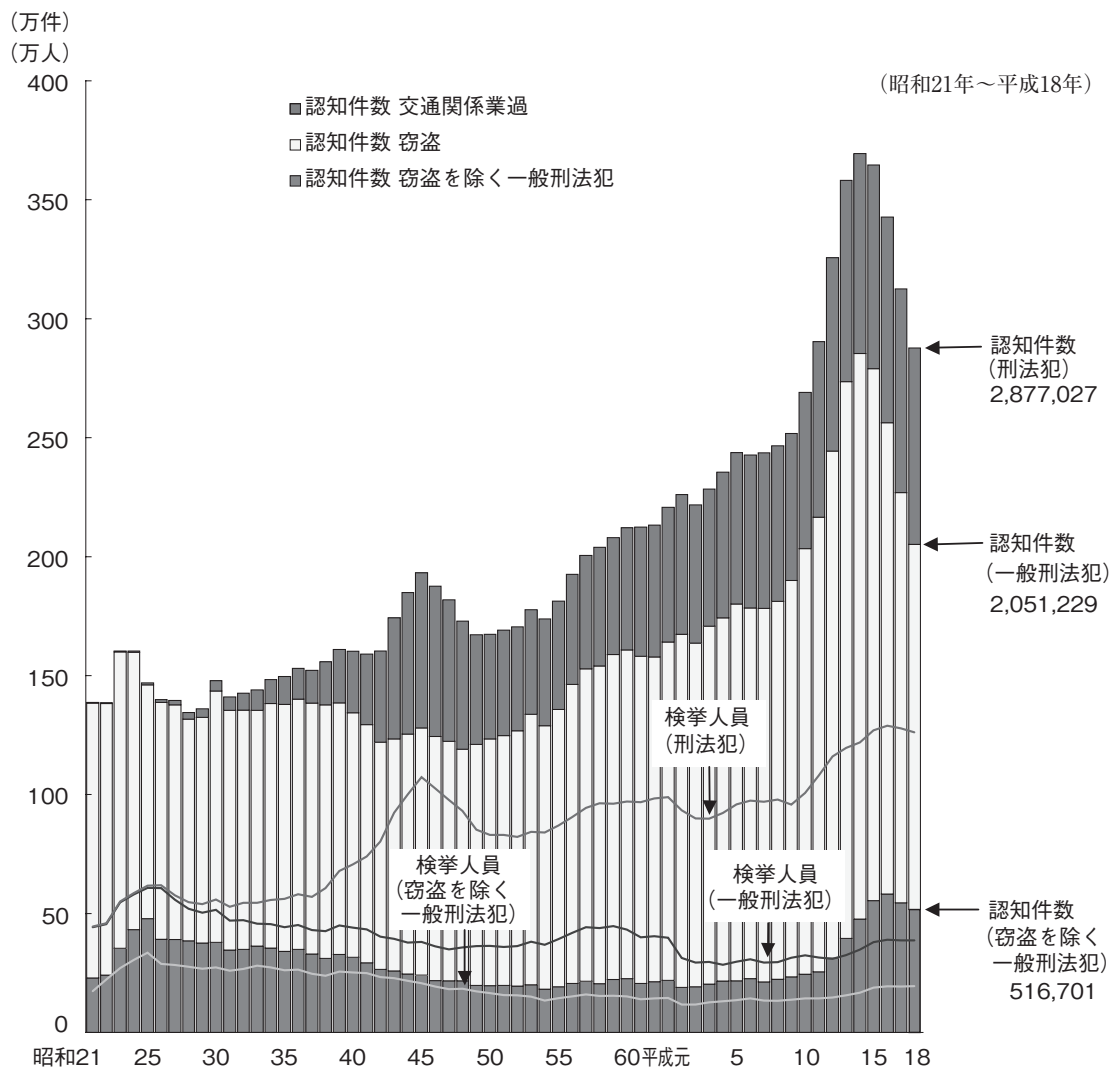
(警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。)

- 注 1 「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から「交通関係業過」を除いたものをいう。
2 「交通関係業過」とは、「業過」のうち道路上の交通事故に係るものをいう。
3 「業過」とは、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多の369万3,928件を記録したが、15年に減少に転じ、18年も前年より減少となった。認知件数は、戦後を通じて見れば、なお相当高い水準にある。

例年刑法犯の認知件数の約6割を占めてきた窃盗が、平成15年以降4年連続で減少し、これが刑法犯全体の認知件数を減少させた要因となっている。窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は、16年まで増加を続けていたが、17年には減少に転じ、18年も引き続き減少している。

刑法犯の認知件数・検挙人員の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

刑法犯の発生率（人口10万人当たりの認知件数の比率）の動向は、認知件数とほぼ同様である。平成14年には戦後最高の2,897.5を記録したが、翌15年に低下に転じ、18年は2,251.7（前年比194.3ポイント低下）となった。

刑法犯の主要罪名別認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率

（平成18年）

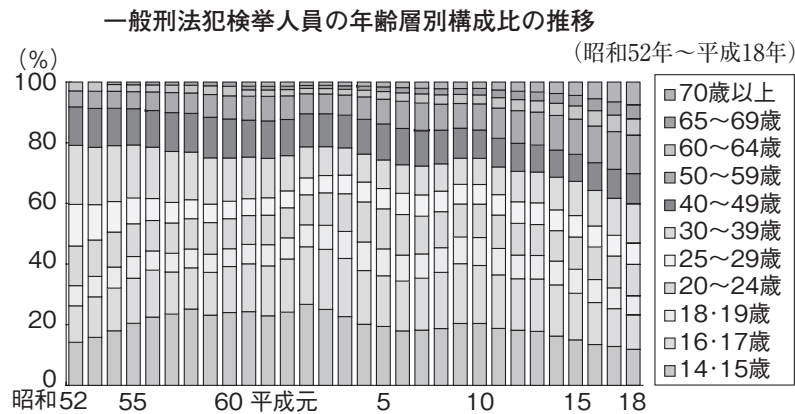
罪 名	認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率	前 年 差				
						認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率
総 数	2,877,027	2,251.7	1,466,834	1,241,358	51.0	△ 248,189 (△ 7.9)	△ 194.3	△ 38,592 (△ 2.6)	△ 37,121 (△ 2.9)	△ 2.8
殺 人	1,309	1.0	1,267	1,241	96.8	△ 83 (△ 6.0)	△ 0.1	△ 78 (△ 5.8)	△ 97 (△ 7.2)	0.2
強 盗	5,108	4.0	3,061	3,335	59.9	△ 880 (△ 14.7)	△ 0.7	△ 208 (△ 6.4)	△ 509 (△ 13.2)	5.3
傷 害	33,987	26.6	23,331	27,075	68.6	△ 497 (△ 1.4)	△ 0.4	27 (0.1)	△ 55 (△ 0.2)	1.1
暴 行	31,002	24.3	19,405	19,802	62.6	5,187 (20.1)	4.1	5,702 (41.6)	5,832 (41.7)	9.5
脅 迫	2,658	2.1	1,812	1,693	68.2	179 (7.2)	0.1	174 (10.6)	171 (11.2)	2.1
恐 喝	8,636	6.8	4,841	5,780	56.1	△ 2,342 (△ 21.3)	△ 1.8	△ 535 (△ 10.0)	△ 659 (△ 10.2)	7.1
凶器準備集合	20	0.0	20	155	100.0	4 (25.0)	0.0	4 (25.0)	60 (63.2)	0.0
窃 盗	1,534,528	1,201.0	416,281	187,654	27.1	△ 190,544 (△ 11.0)	△ 149.1	△ 12,757 (△ 3.0)	△ 6,465 (△ 3.3)	2.3
詐 欺	74,632	58.4	30,127	12,406	40.4	△ 10,964 (△ 12.8)	△ 8.6	743 (2.5)	758 (6.5)	6.0
横 領	95,844	75.0	90,557	90,696	94.5	△ 2,023 (△ 2.1)	△ 1.6	△ 1,793 (△ 1.9)	△ 1,721 (△ 1.9)	0.1
背 任	61	0.0	37	54	60.7	27 (79.4)	0.0	10 (37.0)	23 (74.2)	△ 18.8
盗品譲受け等	5,134	4.0	4,866	4,495	94.8	△ 269 (△ 5.0)	△ 0.2	△ 332 (△ 6.4)	△ 394 (△ 8.1)	△ 1.4
強 姦	1,948	1.5	1,460	1,058	74.9	△ 128 (△ 6.2)	△ 0.1	17 (1.2)	△ 16 (△ 1.5)	5.4
強制わいせつ	8,326	6.5	3,779	2,254	45.4	△ 425 (△ 4.9)	△ 0.3	△ 18 (△ 0.5)	△ 32 (△ 1.4)	2.0
公然わいせつ	2,602	2.0	1,999	1,715	76.8	182 (7.5)	0.1	258 (14.8)	213 (14.2)	4.9
わいせつ物頒布等	795	0.6	770	913	96.9	102 (14.7)	0.1	99 (14.8)	99 (12.2)	0.0
放 火	1,759	1.4	1,337	825	76.0	△ 145 (△ 7.6)	△ 0.1	△ 24 (△ 1.8)	34 (4.3)	4.5
失 火	284	0.2	104	92	36.6	△ 55 (△ 16.2)	△ 0.0	△ 14 (△ 11.9)	△ 4 (△ 4.2)	1.8
贈 収 賄	143	0.1	135	168	94.4	41 (40.2)	0.0	31 (29.8)	△ 49 (△ 22.6)	△ 7.6
略取誘拐・人身売買	199	0.2	180	167	90.5	△ 78 (△ 28.2)	△ 0.1	△ 24 (△ 11.8)	△ 9 (△ 5.1)	16.8
公務執行妨害	3,576	2.8	3,402	3,118	95.1	249 (7.5)	0.2	214 (6.7)	250 (8.7)	△ 0.7
住居侵入	31,030	24.3	9,211	6,209	29.7	△ 3,488 (△ 10.1)	△ 2.7	250 (2.8)	102 (1.7)	3.7
器物損壊	194,824	152.5	13,816	6,551	7.1	△ 10,488 (△ 5.1)	△ 8.2	932 (7.2)	189 (3.0)	0.8
偽 造	7,010	5.5	5,433	1,847	77.5	△ 2,400 (△ 25.5)	△ 1.9	△ 1,742 (△ 24.3)	△ 186 (△ 9.1)	1.3
賭博・富くじ	210	0.2	205	1,380	97.6	△ 11 (△ 5.0)	△ 0.0	△ 8 (△ 3.8)	△ 391 (△ 22.1)	1.2
暴力行為等処罰法 (2条・3条)	156	0.1	147	224	94.2	△ 43 (△ 21.6)	△ 0.0	△ 26 (△ 15.0)	△ 16 (△ 6.7)	7.3
危険運転致死傷	379	0.3	379	380	100.0	100 (35.8)	0.1	100 (35.8)	101 (36.2)	0.0
交通関係業過	825,798	646.3	825,798	856,728	100.0	△ 29,846 (△ 3.5)	△ 23.4	△ 29,846 (△ 3.5)	△ 34,517 (△ 3.9)	0.0
そ の 他	5,069	4.0	3,074	3,343	60.6	449 (9.7)	0.4	252 (8.9)	167 (5.3)	△ 0.4

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 「略取誘拐・人身売買」の「人身売買」は、平成17年から計上している。
 4 ()内は、増減率である。

罪名別構成比を見ると、窃盗が半数以上を占め、次いで、交通関係業過の順であった。

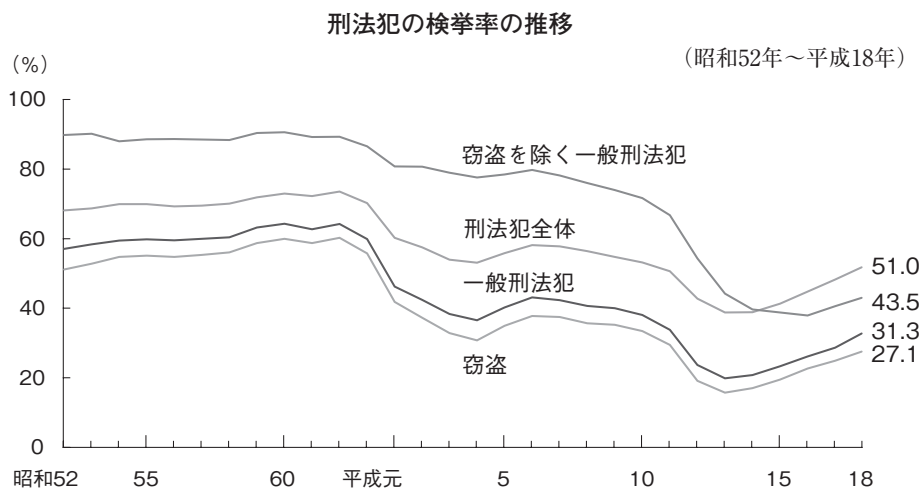
刑法犯の検挙人員は、平成11年以降16年まで毎年戦後最多を更新してきたが、17年に減少に転じ、18年は前年より3万7,121人（2.9%）減少した。罪名別では、交通関係業過が69.0%を占め、次いで、窃盗の順であった。

一般刑法犯検挙人員の年齢層別構成比の推移を見ると、60歳以上の者の比率は、昭和52年には2.9%であったが、平成18年には17.5%に上昇した。また、同年は、65歳以上の者が12.1%を占めている。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 年齢は、犯行時のものである。
 3 「60～64歳」は、昭和52年～53年では65歳以上を、54年～60年では65～69歳を、それぞれ含む。

検挙率は、平成13年には、刑法犯全体で38.8%、一般刑法犯で19.8%と戦後最低を記録したが、翌14年以降回復の兆しを見せ、18年には、刑法犯全体で51.0%（前年比2.8ポイント上昇）、一般刑法犯で31.3%（同2.6ポイント上昇）となった。



注 警察庁の統計による。

(2) 窃盗を除く一般刑法犯

窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は、平成12年以降急増し、16年に58万1,463件と

戦後最多を記録したが、17年に減少に転じ、18年も前年より2万7,799件（5.1%）減少した。検挙件数は、18年は22万4,755件（前年比4,011件（1.8%）増）、検挙人員は、19万6,976人（同3,861人（2.0%）増）となった。

検挙率は、最近急激に低下し、平成16年に37.8%と戦後最低を記録したが、17年には40.5%、18年には43.5%と2年連続でやや回復した。

主要罪名別認知件数及び検挙率の推移を見ると、殺人の認知件数は、おおむね横ばい傾向にある。検挙率は、安定して高い水準を維持している。

強盗の認知件数は、平成15年には昭和20年代後半以降で最多の7,664件を記録したが、平成16年以降3年連続で減少し、18年は5,108件（前年比880件（14.7%）減）であった。検挙率は、前年に引き続きやや回復した（同5.3ポイント上昇）。

詐欺の認知件数は、平成14年以降年々大幅に増加し、17年は昭和35年以降で最多を記録した後、平成18年は前年より減少した（前年比1万964件（12.8%）減）。他方、検挙率は低下し続けていたが、18年は前年に引き続きやや回復した（前年比6.0ポイント上昇）。

近時の詐欺の急増要因の一つは、振り込め詐欺（オレオレ詐欺・恐喝、架空請求詐欺・恐喝及び融資保証金詐欺の総称）の急増である。振り込め詐欺・恐喝の認知件数を手口別に見ると、オレオレ詐欺・恐喝は、会社でのトラブル・横領金等の補てん金名目が2,885件と最も多く、次いで、サラ金等借金返済名目（1,845件）の順であり、架空請求詐欺・恐喝は、有料サイト利用料金名目が1,787件と最も多く、次いで、借金返済・債権回収名目（648件）の順であった。

強姦の認知件数は、平成8年までおおむね横ばいで推移していたところ、9年以降増加に転じ、15年には最近20年間で最多（2,472件）となったが、16年以降3年連続して減少した。検挙率は、10年以降低下し、14年には62.3%と戦後最低を記録したが、翌15年以降は上昇傾向に転じ、18年は74.9%（前年比5.4ポイント上昇）であった。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降急増し、15年に戦後最多（1万29件）となった後、16年から3年連続して減少した（18年は前年比425件（4.9%）減）が、なお高水準にある。検挙率は、11年以降急低下し、14年には35.5%と戦後最低を記録したが、翌15年以降は上昇傾向に転じ、18年は45.4%（同2.0ポイント上昇）となった。

器物損壊の認知件数は、平成11年まで漸増傾向にあったところ、12年から大幅に増加して、15年には23万743件に達した。翌年からは減少に転じ、18年には19万4,824件（前年比1万488件（5.1%）減）となったものの、依然として高い水準にある。検挙率は15年までおおむね低下傾向が続き、その後若干回復しているものの、18年においても

7.1%と低い。

平成18年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員は、573人であった。

(3) 窃盗

窃盗の認知件数は、平成10年以降、毎年大幅に増加し、14年には237万7,488件と戦後最多を記録したが、その後減少に転じ、18年は、14年と比べ、84万2,960件（35.5%）の減少となった。18年の検挙件数は、41万6,281件（前年比1万2,757件（3.0%）減）、同検挙人員は18万7,654人（同6,465人（3.3%）減）であった。

検挙率も回復しつつあり、平成18年は27.1%で、戦後最低であった13年と比べ、11.4ポイントの上昇となった。

2 特別法犯

(1) 主な統計データ

平成18年の特別法犯（条例違反を含む。以下同じ。）の検察庁新規受理人員は、82万8,809人（前年比4.1%減）であった。罪名別では、道路交通法違反が70万1,360人（84.6%）と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反2万144人（2.4%）、軽犯罪法違反1万4,820人（1.8%）、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反1万1,552人（1.4%）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場所法」という。）違反9,514人（1.1%）の順であった。

平成18年の道交違反（道路交通法違反及び保管場所法違反をいう。以下同じ。）を除く特別法犯の検察庁新規受理人員は、11万7,935人（前年比1.9%増）であった。これを罪種別に見ると、薬物関係23.8%、保安関係18.7%、条例違反10.7%、外事関係9.8%、風俗関係7.3%、環境関係7.1%であった。

(2) 主な特別法犯

平成18年においては、17年にやや減少した軽犯罪法違反の検察庁新規受理人員が再び急増し、近年増加傾向にあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の検察庁新規受理人員も、引き続き増加した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）及び青少年保護育成条例の各違反の検察庁新規受理人員は、近年いずれも増加傾向にあり、児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成18年には11年の同法律施行以降最多（1,792人）となった。

ストーカー行為等の規制等に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する法律の各違反の検察庁新規受理人員は、それぞれ平成12年及び13年の施行以降増加を続けていたが、18年においては、いずれも前年より若干減少し、181人（前年比8.1%減）及び58人（同21.6%減）であった。

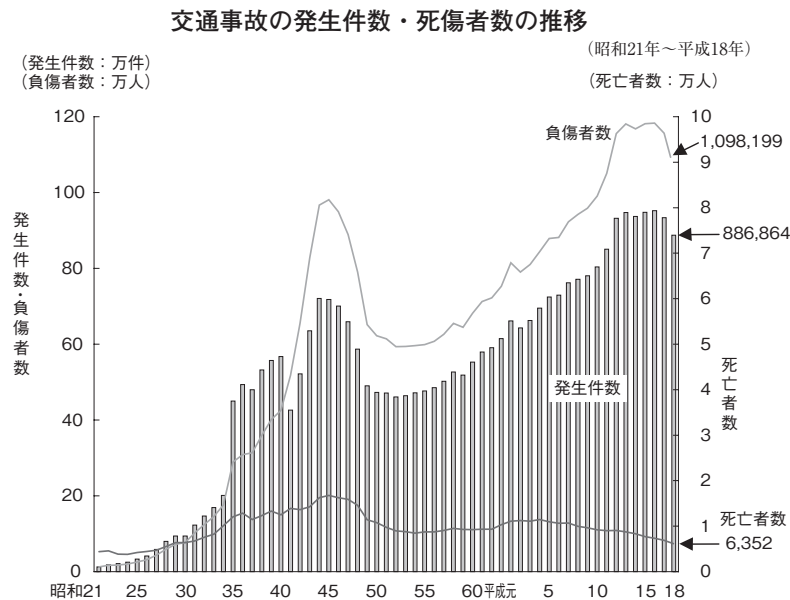
平成18年の公職選挙法違反の検察庁新規受理人員は、711人であった。

最近の立法に係る平成18年の検察庁新規受理人員は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反663人、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律違反221人、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反51人、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反27人であった。

3 各種の犯罪

(1) 交通犯罪

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成12年以降ほぼ横ばいのまま高水準で推移していたが、17年と18年は連続して前年より減少した。一方、死亡者数は、5年以降減少傾向にあり、17年には昭和31年以来49年振りに7,000人を下回り、平成18年は更に減少した。



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、昭和41年以降は人身事故に限る。
 3 昭和34年以前は、1週間以下の負傷及び2万円以下の物的損害の事故を除く。
 4 「死亡者」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者をいう。

平成18年の危険運転致死傷の検挙人員は、380人（前年比36.2%増）であり、同じく交通関係業過の検挙人員は、85万6,728人（同3.9%減）であった。このうち、18年

の致死事件の検挙人員は、危険運転致死60人（前年比15.4%増）、業務上過失致死5,458人（同6.1%減）、過失致死（重過失致死を含む。）39人（同41.8%減）であった。

平成12年以降急増したひき逃げ事件の発生件数は、18年は1万8,366件と、前年より1,294件（6.6%）減少したものの、依然、相当高い水準で推移している。

道交違反の取締件数の総数は、交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された件数と非反則事件として検察庁に送致された件数とを合わせ、近年は800万件台で推移しており、平成18年は858万7,556件（前年比4.1%減）であった。送致件数を違反態様別に見ると、速度超過が最も多く、次いで、酒気帯び・酒酔い運転、無免許運転の順であった。

(2) 財政経済犯罪

平成18年の財政犯罪の検察庁新規受理人員は、法人税法違反225人、地方税法違反155人、所得税法違反82人、消費税法違反32人、相続税法違反5人であり、法人税法違反、相続税法違反が増加に転じた。

平成18年の経済犯罪の検察庁新規受理人員は、商法・会社法違反69人、証券取引法違反56人、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反33人であった。

平成18年の金融犯罪の検察庁新規受理人員は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反796人、貸金業の規制等に関する法律違反388人であり、いずれも15年をピークに2年連続で減少していたが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反は、18年は前年よりも若干増加した。

(3) ハイテク犯罪

ハイテク犯罪のうち、インターネットを利用した詐欺、児童買春事案等のコンピュータ・ネットワークを利用した犯罪の検挙件数は、最近5年間一貫して増加しており、平成18年は3,593件（前年比約28%増）となった。罪名別では、詐欺（1,597件）が最も多く、そのうち約83%がインターネット・オークションに係るものであった。次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が多く（714件）、前年の約1.5倍となったほか、商標法違反が前年の2倍（218件）となった。18年の不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の検挙件数は、703件と前年の2.5倍以上に増加し、同法律施行後最多であった。

4 諸外国の犯罪動向との対比

フランス、ドイツ、英国及び米国と我が国における2005年の主要な犯罪の動向について対比すると、5か国すべてで、前年より、認知件数は減少し、発生率も低下している。

また、検挙率は、フランス、ドイツ、英国及び我が国においては、前年を上回っている。

正確な相互比較は困難であるが、各国の主要な犯罪の統計数値を見る限り、我が国の主要な犯罪の認知件数及び発生率は、過去10年間ともほかの4か国を下回っている。

5 国外における日本人の犯罪と犯罪被害

平成18年に日本人が国外において犯した犯罪は、529件（前年比2.7%増）、604人（同1.0%増）であり、犯罪類型別では、「外国為替・関税関係法令違反」が16.1%（85件）で最も多い。

平成18年に日本人が国外において受けた犯罪被害は、6,186件（前年比2.6%減）、6,792人（同3.9%減）であった。その大半は窃盗で、総件数の81.1%（5,014件）を占めている。また、国外の犯罪被害による日本人の死亡者は、11人（前年比13人減）であった。